

文教福祉委員会

令和8年7月3日

1 議案審査

(1) 議案第 35 号 令和8年度千代田区一般会計補正予算第2号 【資料】

(2) 議案第 38 号 千代田区立神田錦町福祉施設条例 【資料】

2 報告事項

【子ども部】

(1) 四番町保育園における開園時間の変更について 【資料】

(2) 新システム「はぐくみ千代田」について 【資料】

(3) 番町小学校・幼稚園施設整備に向けた基本構想策定について 【資料】

3 その他

民生・児童委員の活動支援経費の増額について

1 概要・背景

都は、民生・児童委員の多様化する活動や行政との連携強化に要する通信費等の費用、複雑化・複合化する相談・支援に必要な自己研鑽費用等に対応するため、令和8年度当初予算において、民生・児童委員の活動費を一律的に毎月20,000円分引き上げた。

これを受けて、当初予定していた区の当該事業予算の不足を解消するために追加の予算計上を行い、都予算による増額分も加味して活動費の変更を行う。

2 内容

令和8年度の民生・児童委員の活動費について、都に合わせて毎月20,000円分増額して以下に変更する。

会 長	40,300 円	(都負担 : 36,300 円 / 区独自加算 : 4,000 円)
副 会 長	34,400 円	(// : 30,400 円 / // : 4,000 円)
理 事	33,000 円	(// : 30,000 円 / // : 3,000 円)
一般委員	32,000 円	(// : 30,000 円 / // : 2,000 円)

※区独自加算分は変更なし

3 追加で計上する事業経費

12,240 千円

※令和8年度 現予算 7,785 千円

なお、当該経費は都支出金により区の歳入見込みである。

4 実施スケジュール

6・7月分の支給(8月中旬に支給予定)から、増額後の活動費を支給する。
また、6・7月分の支給に合わせて、既に支給済みである4・5月分に関する増額後の活動費との差額を遡及的に支給する。

(参考)

令和7年度の活動支援経費

会 長	20,300 円	(都負担 : 16,300 円 / 区独自加算 : 4,000 円)
副 会 長	14,400 円	(// : 10,400 円 / // : 4,000 円)
理 事	13,000 円	(// : 10,000 円 / // : 3,000 円)
一般委員	12,000 円	(// : 10,000 円 / // : 2,000 円)

（参考）都令和8年度当初予算及び区独自加算の考え方について

- 都の令和8年度当初予算による民生・児童委員の活動費の増額の考え方としては、前述のとおり、民生・児童委員の多様化する活動や行政との連携強化に要する「通信費」等の費用や、複雑化・複合化する相談・支援に必要な「自己研鑽」等の費用に対応することを目的としている。
- 一方、平成17年度より支給を開始した区独自加算の考え方としては、民生・児童委員が区からの依頼に基づいて以下の活動にご協力いただいていることに対する「協力金」の要素も加味して支給を行っている。
 - ・熱中症対策の啓発物品を活用した地域の高齢者の見回り訪問活動
 - ・災害時に備えた避難行動要支援者名簿の管理
 - ・「にこにこ広場」への参加、子どもたちの登下校の見守り 等

千代田区立神田錦町福祉施設条例について

1 条例の名称

千代田区立神田錦町福祉施設条例

2 条例の主な記載内容

- (1) 名称は「千代田区立神田錦町福祉施設」(以下「錦町施設」という。)とし、位置は「東京都千代田区神田錦町三丁目10番地」とする。(第2条)
- (2) 錦町施設内に、会議室を設置する。(第3条第1項)
- (3) 錦町施設は、併設する高齢者施設及び障害者支援施設と連携する。(第3条第2項)
- (4) 錦町施設は、高齢者や障害者の福祉の増進に関すること、地域における新たな賑わいや交流の創出に関すること等を行う。(第4条)
- (5) 上記(4)の事業運営(会議室の利用承認を含む。)及び錦町施設の保守・維持管理等は、指定管理者が行う。(第5条及び第6条)
- (6) 会議室の利用料金は、規定に定める額の範囲内で、区長の承認を経て、指定管理者が定める。(第10条)

3 条例文(案)

別添資料2-2のとおり

4 施行期日

区規則で定める日

千代田区立神田錦町福祉施設条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、千代田区立神田錦町福祉施設（以下「錦町施設」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定め、高齢者及び障害者等の自分らしい生活を支援するとともに、人々の交流を通じて、まちの活性化や賑わいを形成し、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、錦町施設を設置する。

2 錦町施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千代田区立神田錦町福祉施設	東京都千代田区神田錦町三丁目10番地

（施設）

第3条 錦町施設に会議室を設置する。

2 錦町施設は、併設される次に掲げる施設と連携する。

- （1） 高齢者施設
- （2） 障害者支援施設

（事業）

第4条 錦町施設においては、次に掲げる事業を行う。

- （1） 高齢者及び障害者等の福祉の増進に関する事業
- （2） 地域における交流の創出及び新たな賑わいの形成に関する事業
- （3） その他千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第5条 錦町施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手続については、千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年千代田区条例第23号）の定めるところによる。

（管理業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会議室の利用の承認（以下「利用承認」という。）に関する業務その他の第4条第1号及び第2号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 錦町施設の施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務
 - (3) 第3条第2項に掲げる施設との連携に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、錦町施設の管理運営に関し区長が必要と認める業務
- (利用時間等)

第7条 錦町施設の利用時間及び休館日は、指定管理者が、区長の承認を得て定めるものとする。

(利用の手続)

第8条 会議室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、利用承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の利用承認に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の不承認)

第9条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用を承認しないことができる。

- (1) 営利を目的とするものと認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 会議室を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他錦町施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第10条 会議室の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

- 2 指定管理者は、前項の利用料金を定め、又は改定しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入等)

第11条 第8条第1項の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金を利用前に納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、利用料金を後納することができる。

3 利用者が電気、ガス又は水道を特別に使用したときは、別にその実費を徴収する。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。

(利用料金の還付)

第12条 利用者が会議室を利用しなくなり、又は利用できなくなったときは、既納の利用料金は、還付する。ただし、指定管理者は、千代田区規則（以下「規則」という。）で定めるところによりその全部又は一部を還付しないことができる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、会議室を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(変更制限)

第15条 利用者は、会議室の利用に際して、これに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 利用者の利用が第9条第1号から第3号までのいずれかの規定に該当するとき。

(2) 利用者が承認された内容と異なる利用を行い、又は利用承認に付された条件を遵守しなかったとき。

(3) 利用者の利用がこの条例若しくは規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。

(4) 利用者が偽りの内容により申請を行う等不正な手段により利用承認を受けたとき。

(5) 災害その他の事故により、会議室の利用ができなくなったとき。

(6) 公益上必要があると認められるとき。

(7) その他指定管理者が錦町施設の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限した場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償責任を負わないものとする。ただし、同項第7号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用承認の変更等)

第17条 利用者が利用承認の内容を変更し、又は利用を中止しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、会議室の利用を終了したときは、直ちに当該会議室を原状に回復しなければならない。第16条第1項の規定により利用承認を取り消され、又は利用を中止され、停止され、若しくは制限されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第19条 錦町施設の施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があるとき認めるときは、その損害の賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第2項に規定する指定管理者の指定及びこの条例の施行の日以後の錦町施設の利用に関し必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

別表（第10条関係）

会議室	限度額（1日当たり）
会議室A	12,600円
会議室B	13,800円
会議室C	15,500円

千代田区立神田錦町福祉施設について

1 施設の運営管理方法について

- 3階以上の福祉施設部分は、各施設の運営法人がそれぞれ主体的に運営
※3階については、区委託事業としてよろず相談ライト、就労支援センターが入る予定
- 一方、1、2階の地域交流機能は、指定管理者が自ら運営方針を定めるとともに、上階の福祉施設とも連携しながら運営
- 施設間の具体の連携手段として、指定管理者の主催により定期的に運営協議会を実施し、施設運営に反映させる予定

(参考) 各階の機能・運営主体等

階	機能	運営主体	維持管理主体	
			定例的な清掃・保守点検	左記以外 (法定点検・施設修繕等)
6～8階	高齢者施設	福祉法人	福祉法人	指定管理者
4、5階	障害者支援施設	福祉法人	福祉法人	
3階		区／福祉法人	指定管理者／福祉法人	
1、2階	地域交流機能	指定管理者		

2 福祉施設における賃料について

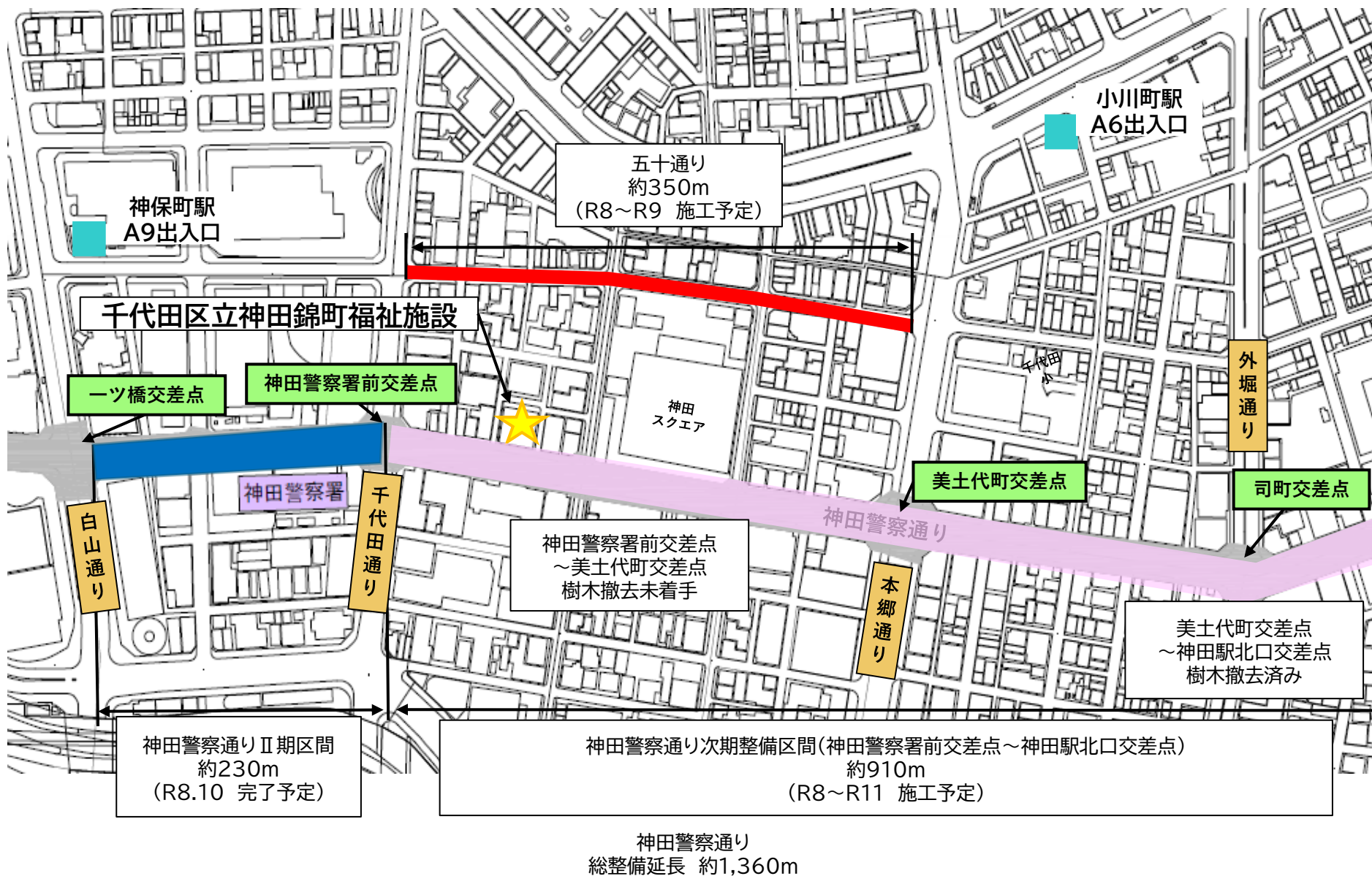
- 令和3年度の福祉施設運営予定者公募の際、想定賃料として各施設とも約750万円/年を提示(想定される建物価格及びフロア面積から算出された賃料に対し、区内規に基づく福祉施設9割減額を適用)
- 実際の賃料は、賃貸借契約の締結までに改めて決定予定

3 福祉施設運営予定者の区内における運営実績

- (1) 高齢者施設運営予定者(社会福祉法人 新生寿会)
ジロール麹町(小規模多機能型居宅介護等)やジロール神田佐久間町(認知症高齢者グループホーム等)を運営
- (2) 障害者支援施設運営予定者(社会福祉法人 平成会)
THE BANCHO(認知症高齢者グループホーム等)を運営
※障害者支援施設については、区外において運営実績あり

千代田区立神田錦町福祉施設周辺 千代田区道路工事状況図

保健福祉部資料2-4
令和8年7月3日



四番町保育園における開園時間の変更について

1 趣旨

四番町保育園における19時15分から20時15分までの延長保育については、近年、区民ニーズが減少しており、令和8年度において定期利用している保護者は0人となっている。

一方で、保育園に求められる役割は拡大・多様化しており、これに伴い保育現場における業務は増加している。

このような状況の中、現在の保育園を取り巻く環境を見据えた事業見直しが必要であるため、四番町保育園の開園時間を他の公立園と同様の時間帯に変更する。

2 変更内容

現行の四番町保育園のみ開園時間は、7時15分から20時15分であるが、他の公立園と同様の7時30分から 19 時30分に変更する。

3 現状

四番町保育園の19時15分から20時15分までの2時間延長保育の需要は、ここ 数年減少の一途をたどっており、令和8年度に延長保育を定期利用している保護者は0人である。

4 実施日

令和9年4月1日から

新システム「はぐくみ千代田」について

1 目的

発達に課題のある子どもの早期把握・早期支援のために、これまで個別で管理されていた各種シート（はばたきプラン、教育支援シート、保育支援シート、就学（園）支援シート）を新システム「はぐくみ千代田」により一元管理し、関係機関の情報連携を強化するとともに、保護者の書類作成の負担を軽減する。

2 事業概要

- ①他部署での支援状況をリアルタイムで確認することができるようになり、関係課機関の情報連携がより簡便・正確となり、迅速で質の高い療育につなげることができる。
- ②紙ベースで実施していた、記載内容の確認や、他機関との情報連携に関する同意手続きについて、システム化することで、保護者の負担を軽減する。



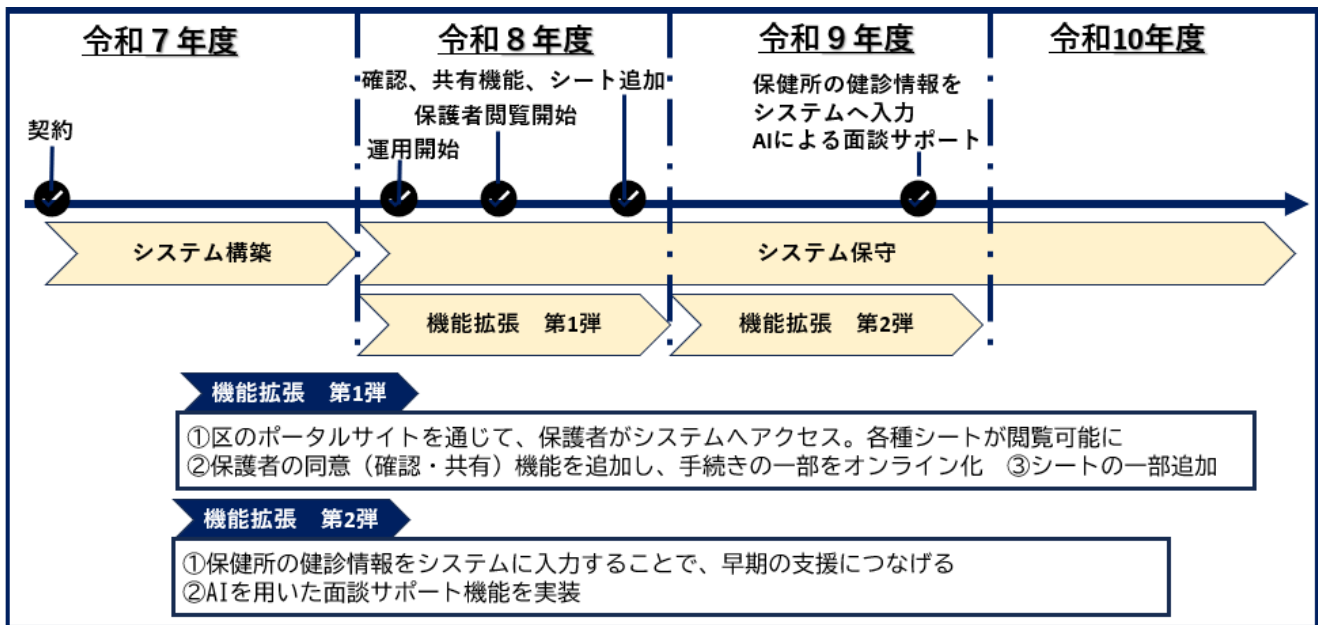
3 対象者

0～18歳の発達に課題のある子ども

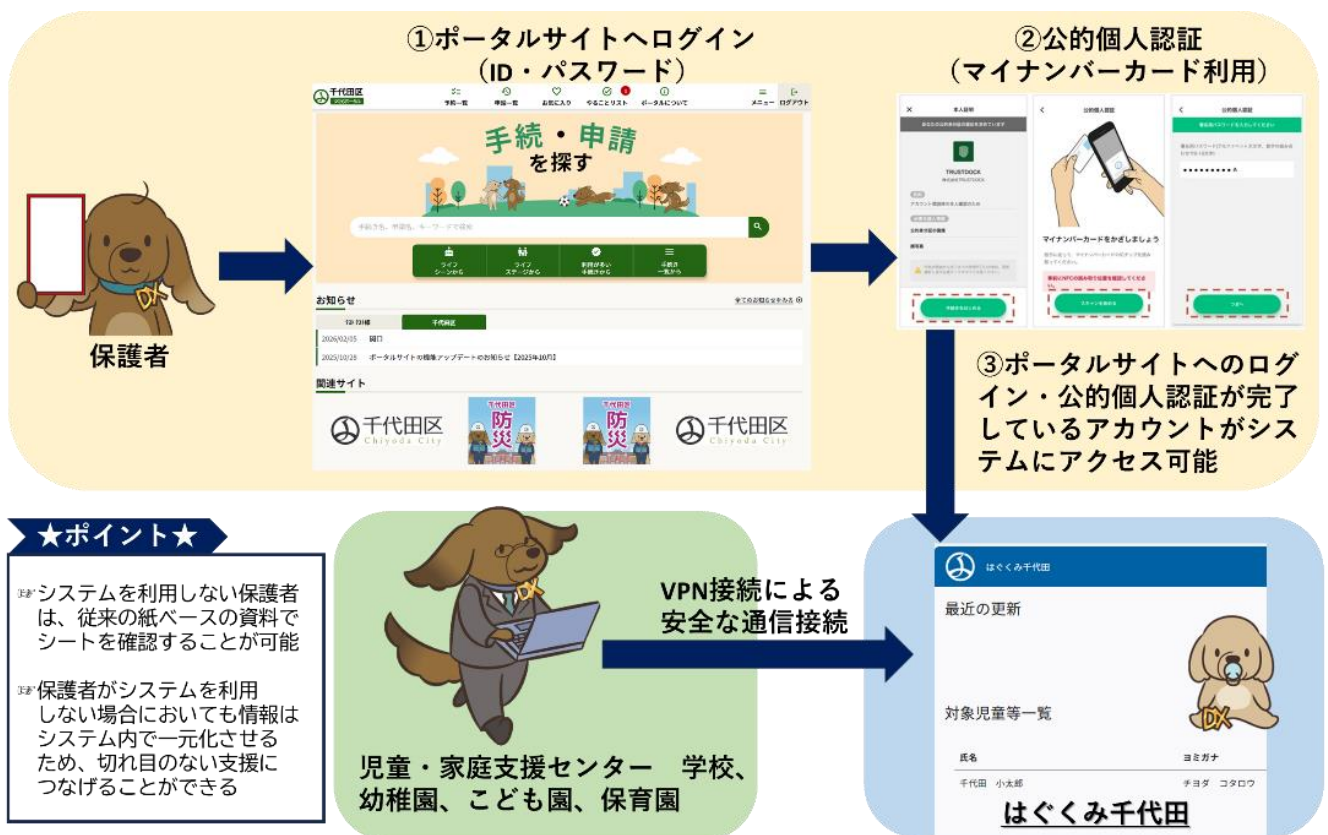
4 システムリリース日

令和8年8月26日（水） 保護者閲覧開始（予定）

5 スケジュール



6 アクセス方法



番町小学校・幼稚園施設整備に向けた基本構想策定について

1 趣旨

番町小学校・番町幼稚園の校舎は、築 50 年以上が経過し、改築を前提とした施設の更新を検討する時期を迎えている。

一層の教育環境の充実と地域に根差した施設整備の実現に向けて、「番町小学校・幼稚園施設整備に向けた検討会」を設置し、学校・園関係者等と意見交換を行い、施設整備の方針となる基本構想を策定する。

既存施設の現状

所在地	千代田区六番町 8
敷地・延床面積	敷地面積 7,618 m ² 延床面積（全体） 7,988.29 m ²
主な建物の 建築年度	番町小学校 昭和 46 年度（築 55 年） 番町幼稚園 昭和 46 年度（築 55 年） 講堂 昭和 36 年度（築 65 年）
主な建物の 構造・階数	鉄筋コンクリート造 番町小学校 地下 1 階／地上 4 階 番町幼稚園 地上 2 階 講堂 地上 3 階

2 検討体制

（1）検討会の構成（予定）

- （学校・園関係者） 学校園長、P T A 代表、同窓会代表
- （地域関係者等） 町会代表、地域学校協働活動推進委員
- （その他） 学識経験者

（2）検討内容

- ・施設の配置、規模、機能及びコンセプトについて
- ・工事中の代替施設について

※検討内容や進め方については、検討会にて協議のうえ決定する。

※検討状況は進捗状況に合わせ、区ホームページで公表するほか、保護者や地域に向けたニュースレター等の周知方法を活用して発信する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年夏ごろ　：第1回検討会

令和8年度中3回程度予定

令和9年度　　：基本構想の策定